

仕様書

1 委託名

石井小学校における特色教育（イマージョン教育）推進業務委託(単価契約)

2 業務の目的および概要

受託者は次に掲げる目標の達成が十分に図られるよう、業務がなされなければならない。

- (1) 異文化を理解し、国際性豊かな感性と広い視野をもった国際人としての資質や能力を持った子どもを育成するため外国人講師(以下「講師」という。)を配置し、英語で教科の授業を行うイマージョン教育や、教育課程に位置付けられた外国語活動及び学校生活における生活英語の指導を行う。
- (2) 子どもたちに、文部科学省が定めた学習指導要領に基づく学力や、コミュニケーション能力を養うため、英語圏または英語を公用語とする国の出身の講師が、英語による指導を行う。

3 業務実施場所

(1) 委託業務の実施場所

岡山市立石井小学校（岡山市北区寿町2番8号）

(2) 委託業務の実施場所の変更

学校行事等によっては、業務実施場所が学校外になることがある。この場合、岡山市(以下「甲」という。)又は委託業務の実施場所である岡山市立石井小学校校長(以下「校長」という。)が受託者(以下「乙」という。)に連絡した上で、原則として交通費及び入場料等を乙が負担し業務にあたる。

4 委託期間

平成30年4月2日から平成31年3月29日までとする。

5 実施時間

1472.5時間（190日）以内

6 業務日等

(1) 業務日（学校に勤務する日）(別紙1参照)

業務日については、次のとおりとする。

- ① 委託期間中の原則として毎週月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）までとする。ただし、甲乙協議のうえで実施時間の範囲内で業務実施日時を変更することができる（週休日で業務を要した場合、同一週内で振替休業日を設ける。）。
- ② 上記のうち、次の期間は原則として業務を要さない。

ア 平成30年 4月 2日～平成30年4月 6日

イ 平成30年 7月23日～平成30年8月31日

エ 平成30年12月25日～平成31年1月 4日

オ 平成31年 3月26日～平成31年3月29日

ただし、イの期間中に別に1日勤務日を設定する。

- ③ 乙は業務を実施できない日が生じる場合は、その日の1週間前までに甲及び校長と協議しなければならない。

なお、急な疾病等をやむを得ない場合はこの限りではない。

(2) 業務時間等

業務時間等は次のとおりとする。

- ① 業務時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分とし、業務開始及び終了時間は校長が指定する。なお、半日勤務の場合には、午前4時間、午後3時間45分とする。
- ② 休憩時間は1日について45分とする。
- ③ 1週あたりの指導する授業時間は24単位時間とし、1日に指導する授業時間は5単位時間を最大とする。授業時間外は教材作成や報告書の作成を行う。なお、授業の1単位時間は原則として45分とする。

7 業務内容等

(1) 石井小学校において、講師が業務時間中に行う業務

- ① 1年生～4年生（合計10クラス）の図工を英語で指導すること。

（内訳）

1・2年は、年間を通して各2単位時間／週

3・4年は、4月～12月は各2単位時間／週

1月～3月は各1単位時間／週

- ② 3年生・4年生各2クラス（合計4クラス）の外国語活動（各1単位時間／週）を英語で指導すること。
- ③ 朝の英語放送を火曜日から金曜日までの週4回、各日5分行うこと。
- ④ 一日の学校生活の中で学ぶ生活英語の内容やその指導方法・教材の開発・作成を行うこと。
- ⑤ 朝の会、帰りの会、業間、給食時間等、学校行事等で積極的に児童と英語によるコミュニケーションを図ること。なお、6（2）②の45分の休憩時間は、これに含まない。
- ⑥ 教職員への英語指導
- ⑦ その他、イマージョン教育及び国際理解教育の推進に必要と校長が認める業務

(2) 講師の資格等は以下に掲げる条件を満たす者とする。

- ① 英語圏または英語を公用語とする国の出身で、日本の小学校等において1年以上のイマージョン教育の指導経験を有する者。もしくは、小学校等でのイマージョン教育の実績のある乙において研修が受けられる者。いずれの場合もその実績を証するものを提出できること。
- ② 担当教科（図工）について、文部科学省で定められた学習指導要領の内容を理解し、日本の小学校での図工の教科指導力を有すること。または、乙においてイマージョン教育（図工）の指導を受けられること。

- ③ 外国語（英語）活動等及び学校生活の中で学ぶ生活英語の内容やその指導方法や教材等を開発・作成できる能力を有すること。
 - ④ 平成23年度から全面実施された「外国語活動」の趣旨を小学校学習指導要領や解説等により充分理解していること。また、Hi, friends! 1・2, Let's Try! 1・2及びWe Can! 1・2の指導内容を指導資料等により理解していること。
 - ⑤ 子どもが強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえて聞き取ったり発音したりすることができるように指導できること。そのために、英語の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、現代の標準的な言語力を備えていること。
 - ⑥ 児童の会話を理解するとともに、指導内容について教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語能力を有すること。かつ、乙は講師がこれらの日本語能力を有していることを確認できるものを提出すること。（日本語能力試験N3以上の資格証明書又は別紙2）
 - ⑦ 語学教師又は外国語指導助手（ALT）として従事した経験があること。
 - ⑧ 業務時間内において、授業時間の内外を問わず、子どもたちと積極的にかかわることができること。
 - ⑨ 岡山市や岡山市における教育、特に英語教育に理解や関心があり、児童を指導する技術・資質があること。
 - ⑩ 地方公務員法（*下記の特記参照）及び岡山市立学校職員服務規程を理解していること。また、児童に対して指導者的立場であることを自覚し、児童・保護者及び岡山市民の信頼を失墜するような行為をしないこと。
- * 特記「サービスの根本基準」（地方公務員法 第30条）
- 「職務に専念する義務」（地方公務員法 第35条）
 - 「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」（地方公務員法 第32条）
 - 「信用失墜行為の禁止」（地方公務員法 第33条）
 - 「秘密を守る義務」（地方公務員法 34条） など
- ⑪ 業務の遂行に必要なビザを取得しており、かつ身元保証ができる者。
 - ⑫ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者。
 - ⑬ 1年以内に結核に関する健康診断を受診しており、必要に応じて、その診断書を提出できる者。

(3) 指導監督事項等

- ① 乙は、業務実施場所において、講師の業務が適切かつ円滑に実施されるよう講師を指導及び監督すること。また、乙は原則毎週1回以上講師と連絡を取り、状況の的確な把握に努め、業務遂行上の課題等が発生した場合は、速やかに改善の措置をとること。
- ② 乙は、講師の資質の向上を図り、石井小学校の児童並びに教職員の実態に沿い、研修を通して質の高いイマージョン教育、英語活動及び学校生活における生活英語の指導業務が実施できるよう必要な知識及び技能の習得を計ること。また、本事業の目標達成のために乙が蓄積したノウハウを確実に講師に伝えること。特に、小学校学習指導要領、指導案、日本語会話能力を含む授業に必要な知識及び技能の習得を計ること。
- ③ 乙は、講師に係るすべての費用(教科書、Hi, friends! 1・2, Let's Try! 1・2及びそれぞれの指導書、渡航費、給与、住居費、諸手当、保険、採用広告費、ビザ取得

等にかかる費用、研修費等)を負担すること。また、業務に集中して取り組むことができるように指導及び監督を行うこと。

- ④ 乙は、故意過失にかかわらず本委託業務実施に問題が生じた場合は、すみやかに業務実施場所に直接赴いて状況の把握を行うこと。また、当該問題事象が乙に起因すると判断される場合は、一切の責任を負うこと。
- ⑤ 乙は、労働基準法等関係法令を遵守する。健康保険、雇用保険、厚生年金保険等の社会保険加入手続きは乙が行い、社会保険の加入手続きが済み次第、その内容を甲へ報告すること。
- ⑥ 甲が講師による業務の実施が困難であると判断し、乙の指導や研修で改善されなるときは、乙は講師を交代させること。
- ⑦ 乙は、次の場合を除いて、委託期間中に講師の変更を行わない。また、講師の変更を行う場合、すみやかに甲に報告すること。
 - ア 乙と講師の雇用関係が解除された場合
 - イ 甲が、講師の業務実施が困難であると判断した場合
 - ウ その他やむをえない事情があると甲が判断した場合
- ⑧ 業務日に連続して6日以上業務ができない場合、乙は代替の講師を配置し、業務を遂行しなければならない。

(4) その他の業務

- ① 乙は、校長から甲を通じて1週間前までに提出された週間業務依頼書(担当業務時間、担当学年及びクラス、授業のテーマ、使用教材、ねらい、講師の分担箇所等が明記されたもの)により業務を行うものとする。
- ② 事前に提出された週間業務依頼書の内容が変更になる場合は、校長が甲を通じて、乙に連絡するものとする。
- ③ 乙は、契約後速やかに委託作業表を作成し、甲に提出する。また、実施計画書の内容については、甲と調整を図らなければならない。
- ④ 乙は、毎月の委託業務実施状況について、甲が認める様式にしたがって月別実施報告書及び授業報告書を翌月7日(3月にあつては当月の29日)までに、書類及び電子データで甲に対して提出しなければならない。

8 委託料の支払い

乙は、甲が検査を行った報告書をもとに、契約時間単価に当該月の業務時間の合計を乗じた金額を甲に請求する。ただし1日当たりの業務時間に15分に満たない時間があるときは切り捨てる。

なお、業務を実施しなかった日及び時間は費用を支払わない。

9 その他

乙は、適正な委託業務履行に必要な打合せを随時甲と行うこととする。

本仕様書及び契約書に記載がない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙の協議により決定する。

乙は、契約書作成に合わせて「個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

乙は、地方自治法施行令(昭和2年政令第16号)第167条の4に規定する欠格事項に該当しないこと。